

岩手県部局等設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

岩手県部局等設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(公有財産規則の一部改正)

第1条 公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長並びに出納局にあっては出納指導監</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、<u>県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては総務課総括課長</u>並びに出納局にあっては出納指導監</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第2条 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、<u>県土整備部にあっては県土整備企画室長</u>並びに出納局にあっては出納指導監</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、<u>県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては総務課総括課長</u>並びに出納局にあっては出納指導監</p>

(2)～(7) [略]	(2)～(7) [略]
4・5 [略]	4・5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第3条 岩手県収入証紙条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、<u>第13条第1項及び第13条の2第1項</u>に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第4条 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則(昭和61年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																			
<p>別表第1(第2条-第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">知事の 事務局</td> <td>本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の 事務局	本庁	[略]	県土整備部	[略]	出納局	[略]	[略]			[略]			<p>別表第1(第2条-第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事の 事務局</td> <td>本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興局</td> <td>総務課</td> <td>総括課長</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の 事務局	本庁	[略]	県土整備部	[略]	復興局	総務課	総括課長	出納局	[略]	[略]			[略]		
組 織		職 等																																		
知事の 事務局	本庁	[略]																																		
	県土整備部	[略]																																		
	出納局	[略]																																		
[略]																																				
[略]																																				
組 織		職 等																																		
知事の 事務局	本庁	[略]																																		
	県土整備部	[略]																																		
	復興局	総務課	総括課長																																	
	出納局	[略]																																		
[略]																																				
[略]																																				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(会計規則の一部改正)

第5条 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室並びに出納局</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、<u>復興局総務課</u>並びに出納局</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。